

平成 25 年 3 月 21 日

自由民主党 政務調査会  
障害者特別委員長 江藤晟一 様

社団法人日本自閉症協会  
会長 山崎晃資  
政策委員 柴田洋弥

### 障害の差別禁止に関する施策について

現在わが国では、自閉症者に対する多くの差別が存在しており、ぜひ障害者差別禁止法を制定してください。

『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見』については、障害者差別に関する重要な事項がおおむね含まれており、これを尊重して法制化されるようお願いします。

また法制化に当たっては、自閉症者・発達障害者・知的障害者に関して、この部会意見のほかに以下の事項についても検討されるようお願いします。

#### 1) 合理的配慮における意思決定支援について

自閉症者・発達障害者・知的障害者への合理的配慮として、意思決定支援を行うべきことを明記してください。

#### 2) グループホーム等への住民の反対運動について

現在、グループホームやケアホーム等の開設に近隣住民が反対して開設できない事例が多発しています。このような障害者差別は、近隣住民の同意を求める地方自治体の問題でもあります。国民の意識の問題でもあります。「部会意見」の「各則」ではこのような国民の差別行為について記述していませんが、法制化に当たっては是非明確にしてください。

#### 3) 成年後見制度とその関連事項の見直しについて

成年後見制度は、意思能力に困難のある障害者の権利擁護のための制度です。しかし、意思能力はその事項により、またその時や状況により変動しますが、現在の成年後見制度はこのような変動に対して一律に広範囲に行為能力を制限しています。これは障害者権利条約第 12 条に抵触しており、抜本的な見直しが必要です。

また成年後見制度の運用についても、最も制約の大きい後見類型が 85% を占め、他の類型への変更が困難などの問題があり、これらの点についても早急な見直しが必要です。

さらに被成年後見人等に関しては、公職選挙権や地方公務員資格等の多くの欠格条項が存在します。仮にこれらの欠格条項が必要であるとしてもそのための要件はそれぞれの事

項において定められるべきです。同じ状態の人でも被成年後見人等にならないとすれば欠格とならず、被成年後見人等になった人のみが欠格とされ、不平等です。3月14日には東京地方裁判所が公職選挙法のこの条項について、憲法違反との判決を下しました。

成年後見制度についてのこのような問題は、意思能力に困難のある障害者に対する「障害に関連する事由」を理由とする「不均等待遇」であり、差別禁止法に関連してこれらの見直しも検討してください。

#### 4) 公職選挙参加における合理的配慮

自閉症者や知的障害者にわかりやすい候補者の政見放送や演説を実施して、障害者が候補者を選択しやすいようにしてください。

また投票においても、口頭や指さしによる意思表示への選挙管理委員会職員による代筆や、ボタンを押す方法の導入など検討してください。

#### 5) 司法における差別禁止について

昨年7月に大阪地方裁判所で、発達障害のある人の刑事事件で、障害を理由に求刑を越える判決が下されました。取り調べの課程での障害特性への配慮もなされてはいませんでした。障害者が被害者・加害者となった場合の司法における差別禁止についても検討してください。